

## 神奈川県監査委員公表第 22 号

### 監査の結果により講じた措置の内容について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、神奈川県公安委員会委員長から監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、次のとおり公表する。

令和 7 年 12 月 2 日

神奈川県監査委員	大竹准一
同	吉川知恵子
同	中家華江
同	柳下剛
同	齊藤たかみ

#### 1 措置の対象となった監査の結果

令和 7 年 7 月 25 日神奈川県監査委員公表第 10 号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち  
公安委員会分 1 か所に係る 2 事項

#### 2 監査の結果及び講じた措置の内容

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県川崎警察署	令和 7 年 2 月 4 日（令和 6 年 12 月 10 日職員調査）	(不適切事項) 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 1 令和 6 年度被留置者診療代（5 月分）ほか 1 件（支払額計 105,893 円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。 2 ルームクーラーの購入、撤去及び電源工事契約（契約額 457,600 円）の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。	不適切事項の契約事務については、次のとおり措置した。 1 令和 6 年度被留置者診療代ほか 1 件の履行確認に関する記録が作成されていなかつたことについては、担当者が作成を失念したことによると想定される。決裁過程におけるチェック機能が働いていなかつたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、見積合せを行っていなかつたことについては、神奈川県財務規則運用通知等に対する理解が

			<p>不足していたことにより、物品の購入と一括して契約した関連工事は物品の購入に含まれず、購入代と工事代が各々神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件を満たしていると誤認していたことに加え、決裁過程におけるチェック機能が働いていなかつたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、本件誤りの内容を所属内で共有し、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
--	--	--	--